

清掃業務委託契約書

香美市長 依光 晃一郎（以下「委託者」という。）と _____
（以下「受託者」という。）とは、次の条項により、業務委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（総則）

第2条 委託者は、次の物件の清掃業務を別添の清掃業務仕様書により受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

所在地	施設等の名称
高知県香美市土佐山田町 224 番地	香美市立土佐山田学校給食センター
高知県香美市香北町美良布 683-2	香美市立香北学校給食センター

（履行期間）

第3条 この契約の履行期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（業務委託料）

第4条 本件業務の業務委託料の総額は、 _____ 円（うち取引にかかる消費税 _____ 円）とする。

- 受託者は、仕様書等に定める当該作業月に係る業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書等を委託者に提出し、委託者は、業務完了報告書等を受理した日から10日以内に仕様書等に定める内容に基づき業務の完了を確認し、検査を行わなければならない。
- 受託者は、前項の検査に合格したときは、委託者に対し当該作業月に係る業務委託料の支払を請求することができる。
- 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に当該作業委託料を支払わなければならない。
- 消費税等の金額は、税率の改正その他の事由により消費税等の算定方法に変更が生じた場合、消費税等は変更されるものとする。

（従業員の管理）

第5条 受託者は従業員の身元、衛生及び作業規律の維持に努め、委託者が適当でないと認めた従業員があるときは、委託者は理由を明示して受託者にその交代を求めることができるものとする。

- 受託者の従業員は、制服・名札を着用して作業にあたり、受託者の従業員であることを明瞭

にする。

- 3 受託者の従業員は、委託者の施設内で遺失物を発見した場合には、直ちに委託者に届けなければならない。
- 4 受託者の従業員は、業務上知り得た委託者の情報等を第三者に漏らしてはならない。
- 5 前項の業務は、この契約が終了した後もなお効力を有するものとする。

(用具等の準備)

第6条 清掃作業に使用する機械器具及び資材等は、特に定めのない限り受託者が準備する。また、準備に要したすべての費用は、受託者が負担するものとする。

(用水、電力等の貸与)

第7条 委託者は、清掃作業に必要な用水、電力、光熱を無償で受託者に貸与するものとする。

(賠償責任)

- 第8条 受託者は、受託者の従業員が作業中に故意又は過失により器物の滅失若しくは破損、あるいは契約の各条項に反するなどして、委託者又は第三者に損害を与えたときは、委託者に対し損害賠償及びその他一切の責任を負うものとする。
- 2 受託者は受託者の従業員に対して、安全を最優先とし、労働基準法、労働者災害補償保険法、その他法令に定められた事業主及び使用者として一切の責任を負うものとする。

(契約外の特別費用)

第9条 委託者の依頼により受託者が契約外の作業を行ったときは、委託者受託者双方が協議のうえ、業務委託料を変更するものとする。

(第三者への遵守義務)

第10条 本件業務の遂行に当たり、受託者が本件業務の全般あるいは一部を、第三者に委託又は第三者の協力を必要とする場合は、業務計画書で委託者に事前同意を得ることとし、当該第三者についても受託者が責任をもって、この契約に定める各条項を遵守させるものとする。

(契約の解除)

- 第11条 履行期間中に委託者受託者いずれかの都合により、この契約を解除しようとするときは、1ヶ月前に文書をもって相手側に通告するものとし、委託者受託者双方が協議のうえ、良識をもって処理するものとする。ただし、委託者受託者いずれかにおいてこの契約に違反する行為があった場合は、直ちにこの契約を解除することができるものとする。
- 2 委託者が前項に基づき契約を解除した場合においても、第7条に定める損害賠償を受託者に対して請求することを妨げない。
 - 3 委託者は、受託者が香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号。以下「暴力団排除規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき又

は次条の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。

- 4 委託者は、受託者がその責に帰すべき事由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、催告を行うことなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(暴力団員等からの不当介入に係る報告等の義務)

第12条 受託者は、この契約の履行に際し、暴力団排除規則第2条第2項第5号に掲げる暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けたときは、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約に定めない事項)

第13条 この契約に定めない事項及びこの契約の解釈に疑義を生じたときは、その都度委託者受託者誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、委託者、受託者それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(委託者) 高知県香美市土佐山田町宝町一丁目2番1号

香美市長 依光 晃一郎

(受託者)